

改定日	R8.4.1	衛生マニュアル	文書番号	KPE
管理部署	衛生		ページ	30/43

## 従事者の衛生教育／衛生管理

### 従事者の衛生教育の目的

なぜ綺麗にする事が大切なのかを従事者全員に伝える。

### 従事者の衛生教育の内容

- ・衛生マニュアル、製造マニュアルに記載した内容について、テーマを決めて、目標を立て、改善を計る。リスク及び機会の取組み(KC6-1)、品質目標承認書(KC6-3)。
- ・従事者への衛生教育は、年2回、東京顕微鏡院が、当社の衛生状態の調査を行ない、その時に直接指導を貰う。
- ・従事者への衛生教育を実施終了後、東京顕微鏡院から提出される“自主衛生検査報告書”を各自確認し、名前を記載する。
- ・その記録は、1年間保存する。

### 衛生管理の目的

従事者を原因とした食品の有害微生物汚染防止

### 衛生管理の項目

- ・従事者の衛生管理点検記録(KCPE-1)を使用し、毎日実施する。休日や祝日も、休み明けに記載する。(全社員・配送員)
- ・検便の実施方法については、衛生マニュアル ページ40を参照。
- ・従事者は、年1回 健康診断を受ける。内容は、会社で保管。

### 手洗い場

・手洗い場所には、必ず爪ブラシを設置。爪ブラシは、漂白剤で消毒してから、保管。衛生マニュアル ページ9を参照。



・栓を自動栓に改善。汚染防止。

・施設・設備の点検(KCPE-9)で、月1度点検を衛生責任者が行う。

・手洗用洗剤(セーフメイトSP)と消毒液(アデチール)が、入っているか、清掃時に確認し、補充する。2階の流し場も同様。



トイレ用  
(センサー)



1階作業場  
(センサー)



ハム室  
(レバー)



2階作業場  
(センサー)